

専門実践教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は一般教育訓練給付金の受給者の皆様へ

株式会社エイジスリサーチ・アンド・コンサルティング

「専門実践教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は一般教育訓練給付金の
指定講座受給者アンケート」への御協力をお願い

拝啓

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

この度弊社では、厚生労働省からの委託を受けて、標記アンケート調査を実施することとなりました。厚生労働省では、教育訓練給付金制度により、労働者の自発的な職業能力の開発及び向上を支援し、その雇用の安定及び就職の促進を図っています。

本調査は、下記対象者に対して、その受講の効果等をお伺いするものです。

なお、本調査は受講修了後数年間にわたり継続して回答をお願いしているものであり、前年度以前に同様のアンケートに御回答いただいた方についても対象となります。

アンケートは以下の URL 又は二次元コードから Web 回答フォームにアクセスしていただき、5分程度で回答できる簡単な調査です。また、回答は無記名であり、弊社が皆様の個人情報を入手することはありません。趣旨を御理解いただき、ぜひ御回答いただきますようお願いいたします。

敬具

【回答期限】

令和8（2026）年5月29日（金）

【Web 回答フォームの URL 及び二次元コード】

URL : <https://www14.webcas.net/form/pub/ajis/mhlw>

短縮 URL : <https://bit.ly/mhlw231>

(<https://bit.ly/mhlw231>)

指定講座番号 : ○○○○○○○○-○○○○○○○○-○



■対象者■
・専門実践教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の指定講座（令和8年4月1日時点で指定を受けている講座に限る。）の受講を修了した者であって、令和3年4月1日から令和7年3月31日までの間にまでに専門実践教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の支給を受けた者

・一般教育訓練の指定講座（令和8年4月1日時点で指定を受けている講座に限る。）の受講を修了した者であって、令和6年4月1日～令和7年3月31日までに一般教育訓練給付金の支給を受けた者

■調査実施主体■ 厚生労働省人材開発統括官若年者・キャリア形成支援担当参事官室

■調査実施機関■ エイジスリサーチ・アンド・コンサルティング株式会社

厚生労働省教育訓練給付金に関する調査事務局

〒262-0032 千葉県千葉市花見川区幕張町 3-7727-1

電話 050-5865-7698（平日 10:00～17:00 ※土日祝を除く）